

(6) サポーターは特定の会務を執行し、部長、副部長を補佐する。

第8条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長および監事は、総会において会員の中から互選する。
- (2) 部長、副部長およびサポーターは、役員会で選出し会長が委嘱する。

第5章 顧問および相談役

第9条 本会に顧問および相談役を置くことができる。

- (1) 顧問および相談役は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。
- (2) 顧問および相談役は、会議に出席して意見を述べるができる。

第6章 会議

第10条 本会の会議は次のとおりとし、会長がこれを召集し議長となる。

- (1) 定期総会
- (2) 臨時総会
- (3) 役員会
- (4) 班長会
- (5) 三役会
- (6) 福祉連絡会

第11条 定期総会は、毎会計年度終了後速やかに開催し次の事項を審議する。

- (1) 予算の議決および決算の承認に関する事。
- (2) 会則の制定および改正に関する事。
- (3) 会長、副会長、監事の選出に関する事。
- (4) その他必要事項。

第12条 臨時総会は、会長が必要と認めるとき開催し、定期総会に準ずる事項を審議する。

第13条 役員会、班長会、三役会及び福祉連絡会は、会長が必要に応じて召集する。

2. 年度途中において発生した主要事項は役員会において処理し、後日総会に報告する。

第14条 総会、役員会、班長会、三役会及び福祉連絡会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決する。

第7章 会計

第15条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金およびその他の収入をもってこれに充てる。

第16条 本会の会費は、普通会员は1世帯あたり月額300円、特別会員は月額300円とする。(令和5年4月改正)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条 会員が死亡したときは、弔慰金をもって弔意をあらわす。

- (1) 弔慰金は、世帯主は、5,000円、その同居の家族および特別会員は3,000円とする。
- (2) 特別な事由がある場合は、役員会において協議し決定する。